明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**四八）　一

〔告　示〕

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件（**総務**二二九）　三

○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件（**同**二三〇）　三

○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件（**同**二三一）　三

○地域的な包括的経済連携協定の日本国による受諾に関する件（**外務**二三二）　四

○漁港指定の一部を改正する件（**農林水産**一一八三）　四

○災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定した件（**国土交通**九一四）　五

〔官庁報告〕

令和三年度基本情報技術者試験合格者（経済産業省）　三

令和三年度全国通訳案内士試験公示（観光庁）　三六

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、買収前の所有者等への売払い関係　三七

裁判所

破産、免責、再生関係　三三

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、生命保険契約者保護機構令和二年度決算、公立学校共済組合決算関係　六九

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　七三

会社その他

会社決算公告　七五

省令

○国土交通省令第四十八号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の一部及び特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和三年政令第二百五号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年七月十四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉